

[事案 2020-275] 配当金等支払請求

・令和3年7月7日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に募集人から受けた説明のとおり配当金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和62年4月に契約した学資保険について、以下の理由により、契約時の募集人の説明のとおり配当金等を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人から、満期時の受取金額は280万円であるとの説明を受けたが、実際の満期時には、約185万円である旨の連絡を受けた。
- (2) 保険会社からは、満期が迫ってきたころに、市場環境の低迷を理由に、説明を受けていた満期時受取金が支払えないとの説明を受けたが、平成10年から平成13年に受領した「配当金のお知らせ」には、「予定利率に満たない部分は当社が保証しておりますので、将来お支払いする保険金等には影響ございません。」との記載がある。契約時や「配当金のお知らせ」の説明と、市場環境の低迷を理由とする現在の保険会社の説明には整合性がなく、不合理である。
- (3) 契約時に、契約概要の説明やパンフレット、設計図等の関係書類の提示がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約のパンフレット、設計書には、満期時受取金額の記載があるが、「記載の配当通知は昭和59年度当社決算にもとづき計算したもので、今後変動することがあります。従って将来のお支払額をお約束するものではありません。」と記載されている。また、パンフレット、設計書では、育英資金の積立額および積立配当金は「約」と記載して、変動する可能性があることを示しており、図示による説明部分も、利率の影響により変動する利息部分が存在することが区別されていることからすれば、申立人は、満期時受取額の変動の可能性を認識し得た状況にあった。
- (2) 「配当金のお知らせ」では、予定利率での運用ができない（逆ざや）の状況であっても、追加で保険料をいただくことなく、約定のお支払いを保証していることを説明しているものであり、配当金、配当積立利率等までを含めて保証しているものではない。
- (3) 募集人は、パンフレット、設計書を契約前に交付し、提案・説明をした。申込書の「ご契約のしおり一定款・約款」の契約者受領印に、申立人の押印がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人の配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、配当金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。